

## ■音声版選挙公報

視覚に障がいのある18歳以上の希望者に、候補者の氏名、経歴、政見などを記載した選挙公報の音声版(CD)をお届けします。音声版の提供を希望する場合は、登録が必要となりますので、早めにお問い合わせください。

## ■期日前・不在者投票制度をご利用ください

期日前投票、不在者投票制度は、投票日当日に投票所で投票できないと見込まれる人が対象です。

**【期日前投票】**9/2(月)～9/7(土)8:30～20:00

投票の際は、裏面の宣誓書を記入した入場整理券を持参してください。

場所 市役所別館1階 正面玄関左側会議室

**【不在者投票】**9/2(月)～9/7(土)

不在者投票には、次の3種類があります。

### ①出張・滞在先の他市町村で投票

不在者投票をする旨の宣誓書・請求書により市選挙管理委員会宛に投票用紙などを請求してください。受け取った投票用紙などを持参し、滞在地などの選挙管理委員会で投票してください。

### ②不在者投票のできる施設などで投票

病院や老人ホームなど、入院(入所)している施設が不在者投票のできる施設に指定されている場合は、その施設に申し出ることで投票できます。



### 不在者投票のできる市内の施設(令和元年6月現在)

病院	交野病院、星田南病院、逢々館かたの、青山(老健)
老人ホーム	きんもくせい(特養)、ケアハウスきんもくせい、明星(特養・軽費)、天の川明星(特養)、そんぼの家交野、そんぼの家交野駅前、ベストライフ交野、美来(特養・老人短期入所施設含む)、あおやま(特養)、あおやま2号館(特養)、サール・ナートかたの
その他	交野自立センター、交野女子学院

### ③郵便等による投票

下記のA～Cのいずれかに該当する人は、郵便等による不在者投票ができます。詳しくはお問い合わせください。

A	身体障がい者手帳を持ち	①両下肢、体幹、移動機能の障がいの程度が1級または2級
		②心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が1級または3級
		③免疫もしくは肝臓の障がいの程度が1級から3級
B	戦傷病者手帳を持ち	①両下肢、体幹の障がいの程度が、特別項症から第2項症
		②心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がいの程度が特別項症から第3項症
C	介護保険の被保険者証の要介護状態区分の記載が「要介護5」	

## ■宣誓書・請求書のダウンロード

期日前投票・不在者投票の宣誓書・請求書を市ホームページからダウンロードできます。

## ■してはいけない選挙運動

選挙運動のできる期間は、立候補の届け出をした日から投票日前日までです。選挙運動には各種のルールがあり、選挙運動関係者だけでなく、有権者もこのルールを守らなければなりません。

**【戸別訪問】**各戸を訪問して投票を依頼することはできません。

**【飲食物の提供】**飲食物を陣中見舞いなどといって選挙事務所などに差し入れることはできません。

# 交野市議会議員選挙

～ さあ投票 選挙の主役はあなたです ～

問 選挙管理委員会事務局 ☎892-0121



**9月8日 (日)** **投票** **7:00～20:00** 各投票所  
**開票** **21:15～** いきいきランド交野

投票速報・開票結果 市ホームページ(<https://www.city.katano.osaka.jp/>)

交野市議会議員選挙が9/1(日)に告示され、9/8(日)に投票、即日開票します。各家庭に郵送される「投票所入場整理券」に記載されている投票所で、投票してください。

## ■投票できる人

投票には、選挙人名簿に登録されている必要があります。今回の選挙は、次の①②に該当する人が登録されています。

①住所要件 令和元年6月1日以前から交野市に引き続き住民票がある人

②年齢要件 平成13年9月9日までに生まれた人

※最近、市内で転居をした人は、転居前住所での投票所で投票してください(投票所は入場整理券に記載)。

## ■投票できない人

①選挙人名簿に登録されていない人(令和元年6月2日以降に交野市に転入した人)

②選挙人名簿に登録されているが、投票時点で市外に転出している人

## ■投票所入場整理券を各家庭に郵送

各家庭の世帯主名で投票所入場整理券を郵送します。入場整理券は、1通の封書に世帯全員分が同封されて届きます。投票するときは、本人分を投票所へお持ちください。

入場整理券は、投票事務をスムーズに進行させるためのもので、なくてもこの選挙の選挙権があれば投票できます。入場整理券を紛失したときや、持参するのを忘れたときは、投票する際に事務従事者に申し出てください。

## ■投票用紙の記載は正確に

せっかく投票しても、記載されている内容により無効投票になる場合があります。投票する候補者氏名をはっきり記載してください。次のようなものは、無効投票になります。

①候補者以外の氏名を記載したもの ②複数の候補者の氏名を記載したもの

③誰に投票したか不明なもの ④白紙投票 ⑤誤記・符号等関係のないものを記載したもの

## ■選挙公報をお届けします

候補者の経歴などを掲載した、選挙公報を各家庭に配布します。

地域により配布時期が多少ずれます。9月6日(金)までに届かない場合は、市選挙管理委員会までご連絡ください。直ちにお届けします。また、市ホームページでも選挙公報を公開しています。